

(〇〇地方測量部長経由)  
都道府県知事 殿  
(測量計画機関の長)

国土交通省国土地理院長

## 測量法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）

測量法の一部を改正する法律（平成19年法律第55号。以下「改正法」という。）が本年4月1日に施行されたところでありますが、今回の改正法の目的、趣旨等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知しますので、改正法の施行にあたっては、下記に留意の上、適切な運用をお願いします。

貴職におかれては、貴管内市区町村長に対しても、この旨周知方をお願いします。

### 記

#### 1. 測量法の改正の目的

近年のデジタル技術の発達により、測量によって得られた地図等の測量成果についても電子データによる普及が進み、これらの電子データをより効率的に提供する手段としてインターネットによる迅速な提供が求められているところである。

また、国民に提供された地図等が円滑に利用されるためには、国や地方公共団体がその利用のための手続の合理化を図っていくことが必要となっているところである。

改正法においては、基本測量を行う国土地理院が作成した地図等を、その刊行に加え、インターネットによっても広く国民に提供する措置、地図等の複製については、これまで禁じていた営利目的の複製も承認できるようにするとともに、手続の簡素化を図るため、測量目的などの場合のみ国土地理院や地方公共団体等の承認を要することとする規制の合理化を図る措置、国土地理院において、地方公共団体等有する地図等の複製・使用承認手続の申請受理を行うことにより、インターネット上で地図等のワンストップサービスを行うための措置等を講じたものである。

#### 2. 永久標識又は一時標識の設置等の公表（第21条、第23条及び第39条関係）

基本測量及び公共測量において永久標識又は一時標識の設置、移転等をしたときは、基本測量にあつては国土地理院の長が、公共測量にあつては測量計画機関がインターネットの利用その他適切な方法によりその種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項（設置した年月日、移転後の所在地等）を公表しなければならないこととした。

本制度は、基本測量及び公共測量において設置した永久標識又は一時標識については、

その適切な保全を図るため、法第22条、第24条及び第26条により、管理主体である国土地理院の長又は測量計画機関による承諾、移転又は承認の手続が用意されているところ、設置等の公表により違法な汚損等を抑止するなどこれらの手続の実効性を高めるため、また、永久標識又は一時標識の潜在的な利用希望者の便宜に資するために設けられたものである。

公表の手段については、インターネットの利用の他、現場の事務所等における掲示その他の測量計画機関の実情に応じた手段の活用が図られるべきであり、また、必ずしも恒常的にこれらの公表措置をとることまでを想定したものではないが、本制度の趣旨を踏まえ、永久標識又は一時標識の適切な管理と利用者の便宜の確保が、個々具体的に適切に図られることが重要である。

### 3. 地図等の基本測定の測量成果の電磁的方法による提供（第27条関係）

国土交通大臣は、基本測定の測量成果のうち地図その他一般の利用に供することが必要と認められるもの（以下「地図等」という。）については、これらを刊行し、又はこれらの内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとらなければならないこととした。

基本測定の測量成果のうち、特に一般の利用に供することが必要と認められる地図等については、他の測定の基準として用いられるべく、また、緊急の災害対応や平常時の防災対策を含む国民の社会経済活動に広く用いられるよう、国土交通大臣が刊行することを義務付けられてきたところであるが、昨今のインターネット時代に即したより迅速な測量成果の普及という時代的要請に応えるため、今般の改正により、現行の有体物としての地図等の提供を前提とする「刊行」とともに、電磁的方法、すなわちインターネットにより地図等をダウンロード提供することを義務付けたものである。

本措置の具体的な運用方法については、別添1に地図等のインターネット提供フロー図を掲載しているので参照されたい。

### 4. 測量成果の複製に係る規制の緩和（第29条及び第43条関係）

基本測定及び公共測定の測量成果の複製について、国土地理院の長又は測量計画機関の承認を要する場合を、測定の用に供し、刊行し、又は電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする場合に限定するとともに、従前の、これらの測量成果をそのまま複製してもっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足る十分な理由がある場合には承認しないものとする制限を削除することとした。

これまでは、測量成果を複製しようとするときには目的によらず国土地理院の長又は測量計画機関の長の承認を得なければならないこととしていたが、複製が社会経済に及ぼす影響の大きい、測量目的、刊行目的又は不特定多数の者に対するインターネット等による提供目的を除く、例えば個人的な使用や社内での使用といった内部利用等のための複製について、国土地理院の長又は測量計画機関による承認を不要とした。また、本条後段の制限を削除することにより、民間分野における新規商品の開発等、測量成果の一層の活用が期待される場所である。

今般の改正に伴い、測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領（平成11年国地達第7号）を別添2のとおり改正したので、各測量計画機関におかれては、今般の改正の趣旨を踏まえて本要領を参照し、円滑な複製承認事務の運用に努めるべきである。また、法第43条に違反する複製行為、すなわち測量計画機関の承認を得ずに上記の目的で複製する行為に対しては、法的措置を含め厳正に対処すべきである。

## 5. 測量成果の使用に係る承認基準の明確化等（第30条及び第44条関係）

基本測量及び公共測量の測量成果の使用について、測量を実施しようとする者の申請手続が法令に違反している場合、又は使用しようとする測量成果が測量の正確さを確保する上で適切でない場合を除き、国土地理院の長又は測量計画機関は承認しなければならないこととした。また、これらの測量成果を使用した際の出典明示義務に電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった場合を追加するとともに、間接に使用した場合の出典明示義務を削除することとした。

使用承認に係る承認基準の明確化については、法文上の明確化を図ったものであり、使用承認の運用に関し実質的な変更が伴うものではないが、引き続き、制度の適切な運用に努めるべきである。

出典明示義務に係る改正については、基本測量及び公共測量の測量成果を使用して作成したものを、インターネット等により不特定多数の者が手に入れることができるようになる行為は、刊行と同程度に社会経済に与える影響が大きいことから、近年のインターネット環境の急速な発展にかんがみ、出典の明示を義務づけるとともに、測量成果を間接に、すなわち二次的利用以降の利用については規制改革の観点から出典明示義務の対象から除外したものである。本義務は、複製、使用又は引用する測量成果の種類及び程度にかかわらず適用されるものであるため、当該承認に当たっては申請者に対し適切な助言に努めるべきである。

## 6. 計画書の記載事項の一部削除について（第36条関係）

法第36条に基づき、公共測量を実施しようとする測量計画機関が国土地理院の長に対し提出する計画書の記載事項から、「測量作業機関の名称」を削除することとした。

本条の趣旨は、測量計画機関が公共測量を実施するときには、使用目的に照らして必要十分な精度の測量成果が得られるか、同時期に同じ地域で他の公共測量を行う測量計画機関と調整する必要がないか等について確認し、もって正確な測量の確保と重複の排除を図るため、測量計画機関が国土地理院の長に計画書を提出して技術的助言を求めることとしているものである。本手続により、既存の測量成果が有効に活用でき、測量を行う必要のない場合には国土地理院の長が測量内容を見直すよう助言することが可能となり、また、他の測量計画機関が同じ測量標を使用する計画がある場合には、スケジュールを見直すべき等の助言をすることとなる。

現在、公共測量の大部分は測量業者に請け負わせて行っており、測量作業機関は入札により決定するため、計画書に測量作業機関の名称を記載することができない場合が多く生じていることから、あらかじめ計画書への記載を必須としていた事項から「測量作業機関の名称」を削除したものである。

## 7. 公共測量において設置した永久標識の移転等に関する通知（第37条関係）

測量計画機関は、自ら実施した公共測量において永久標識を設置したときに加え、それを移転し、撤去し、又は廃棄したときも、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を国土地理院の長に通知しなければならないこととした。

旧法第37条第3項は、測量計画機関が永久標識を設置したときは、遅滞なく、その種類、所在地等を国土地理院の長に通知しなければならないとする規定であるが、設置した永久標識を移転し、撤去し、又は廃棄したときの国土地理院の長への通知が義務付けられていないことから、設置された永久標識が現にその場にあるか否かを国土地理院の長が把握することが困難であり、したがって、公共測量を実施する測量計画機関に対する国土地理院の長による勧告（法第35条）や、公共測量の実施計画書に関する助言（法第36条）

を国土地理院の長が適切に実施できないおそれがあった。

このことから、測量計画機関が公共測量において設置した永久標識を移転し、撤去し、又は廃棄したときに、遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項（移転、撤去又は廃棄の別及びその行為の年月日並びに移転後の所在地）を国土地理院の長に通知しなければならないこととしたものである。通知の方法は、これまでの永久標識の設置時の通知同様、電子メールその他の適切な手段の活用が想定される場所である。

## 8. 公共測量の測量成果に係る複製承認又は使用承認の申請の受理に関する事務の国土地理院の長への委託（第42条関係）

測量計画機関は、当該測量計画機関の作成に係る公共測量の測量成果及び測量記録の保管とともに、当該測量成果に係る複製承認又は使用承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができることとした。

国土地理院においては基本測量の測量成果、各測量計画機関においては各種事業等に伴う公共測量の測量成果を作成しているところであるが、利用者がこれらを複製し、又は使用しようとする場合に、これまでは国土地理院や測量計画機関毎に承認手続を経る必要があったが、今般の改正により、利用者の利便性向上の観点から、国土地理院がインターネット上に総合窓口を構築し、各機関から申請の受理に関する事務の委託を受けることにより、これらの承認手続を1ヶ所で行うことができるようにしたものである。

本措置の具体的な運用については、別添3にワンストップサービスの運用概要を掲載しているので参照されたい。

## 9. その他

### 第5条関係（公共測量）

本改正において、公共測量の定義に関する条文を整理する趣旨から旧法第47条を削除し、法第5条第2号としたが、同号は旧法第47条同様、許認可等や補助等を受けて行う事業のために実施する測量の公共性に鑑み、必要に応じて国土交通大臣が指定するものであり、適用関係に変わりはない。

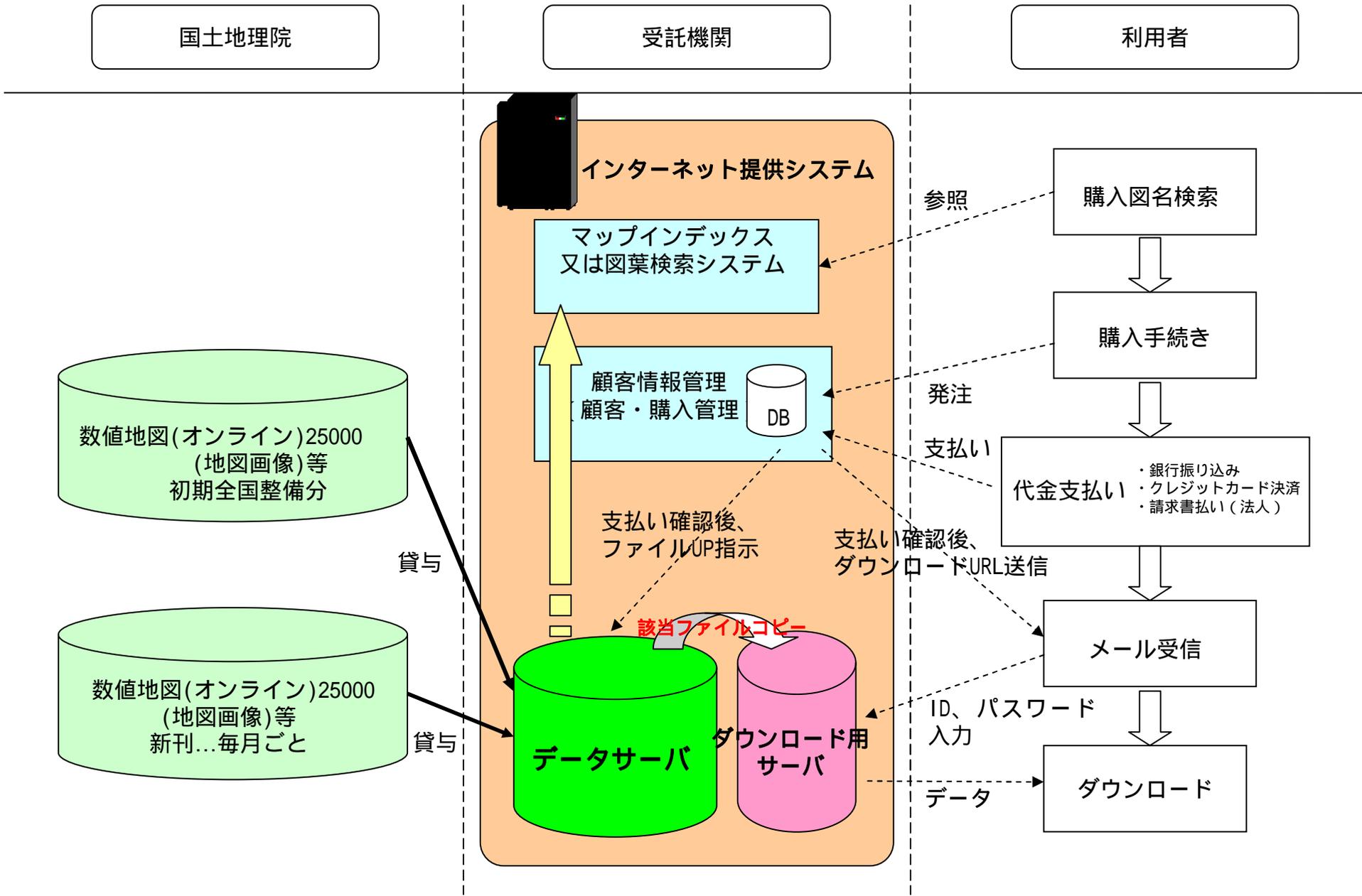
以上のほか、今般の改正に伴い、所要の規定の整理を行ったところである。

なお、「測量法の一部を改正する法律」等に関する資料については、下記アドレスをご覧願いたい。

国土地理院ホームページ <http://www.gsi.go.jp/LAW/SurveyAct/kaisei200314.html>

# インターネット提供システムの提供フロー図

別添1



国地達第 1 3 号

測量法第 2 9 条の規定に基づく承認取扱要領を次のように定める。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

国土地理院長 小牧 和雄

測量法第 2 9 条の規定に基づく承認取扱要領

(趣旨)

第 1 条 測量法(昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号。以下「法」という。)第 2 9 条の規定に基づく測量成果の複製承認の基準及びその取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(承認が必要な複製)

第 2 条 法第 2 9 条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次の各号に掲げるものが該当するものとする。ただし、刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するものを除く。

- 一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの
- 二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又は C D - R O M その他のもので不特定多数の者に対し発行するもの
- 三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈(以下「(運)」とする。)

第 2 条関係

「刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するもの」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 書籍、冊子、報告書、リーフレット等の場合
  - 一 書籍等の1ページの大きさに対し1/4以下の大きさを地図等の一部を掲載する場合
  - 二 書籍等の1ページの大きさに対し1/2以下の大きさを地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の30%以内で利用する場合
  - 三 書籍等の1ページの大きさに対し1/2を超え、1ページに収まる大きさを地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の10%以内で利用する場合
  - 四 書籍等の内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用する場合
2. Webサイト等の場合
  - 一 300×400ピクセル以下の大きさを地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合
  - 二 300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさを地図等の一部(ラスタ形式)を掲載しようとする場合は、Webサイト全体の中で5枚まで利用する場合  
ただし、スクロール機能により画面以上の地図が見られるような場合は1枚でも申請を要するものとする。

(承認)

- 第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。
- 一 複製しようとする測量成果(以下、「原成果」という。)を変更せず、同一のものを作成する目的で複製しようとするもの又は法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行若しくは電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。ただし、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第3項に規定する基盤地図情報については、この限りでない。
  - 二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
  - 三 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの
  - 四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの
  - 五 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果(以下「複製品」という。)の正確さを確保する上で適切でないもの
  - 六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

(承認の条件)

第4条 国土地理院の長は、前条の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付することができる。

- 一 承認を得て測量成果を複製した旨、承認番号及び承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことを複製品に明示すること
- 二 複製品を作成したときは、速やかに当該複製品を国土地理院の長に提出すること
- 三 電気通信回線を通じてインターネット及び電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表したときは、速やかにホームページアドレス等を電子メールその他の方法により国土地理院の長に報告すること
- 四 前3号に掲げるもののほか、国土地理院の長が必要と認める事項

(運) 第4条関係

四号でいう「国土地理院の長が必要と認める事項」には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 1 測量成果の複製及び利用にあたり適正な管理を行うため、承認を得た測量成果がデジタルのものであって、それを複製してデジタルの複製品を作成する場合には、当該測量成果に添付された記録を活用することにより日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17第1項に規定する日本工業規格をいう。)X7115に準拠したメタデータを作成すること。

なお、メタデータを作成するにあたっては、履歴の情報併せ記載すること。

- 2 営利を目的とした複製であって、次に掲げるいずれかに該当するものは別途、測量成果の利用に関する契約を締結し、測量成果の使用料を国土地理院の長が指定する期限までに納付すること
  - 一 複製しようとする測量成果(以下「原成果」という。)に対し、手を加えてあっても原成果と比較して一見して違いが明確に判別できないもの
  - 二 基盤地図情報をそのまま複製するもの

(報告の徴収)

第5条 国土地理院の長は、承認を得た者に対し、承認に係る複製品に関して必要な報告を求めることができる。

(二次的複製)

第6条 承認を得た者以外の者が承認を得た者の複製品を複製しようとするときは、法第29条の規定の適用を受けるものとする。

(承認取消の届出)

第7条 承認を得た者が当該承認の取消しを求めようとするときは、速やかに国土地理院の長に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第8条 国土地理院の長は、承認を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消することができる。

- 一 前条に基づく届出があったとき
- 二 承認後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- 三 承認に付した条件に従わなかったとき

(法第30条との関係)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、これを測量を実施する行為とみなし、法第30条の規定に基づいて処理すべきものとする。

- 一 測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いるもの
- 二 測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が原成果とは別種の測量成果と判断されるもの

(国土地理院が実施する公共測量の測量成果の複製)

第10条 国土地理院が実施する公共測量の測量成果の法第43条の規定に基づく複製承認の基準及びその取扱いについては、この要領を準用する。

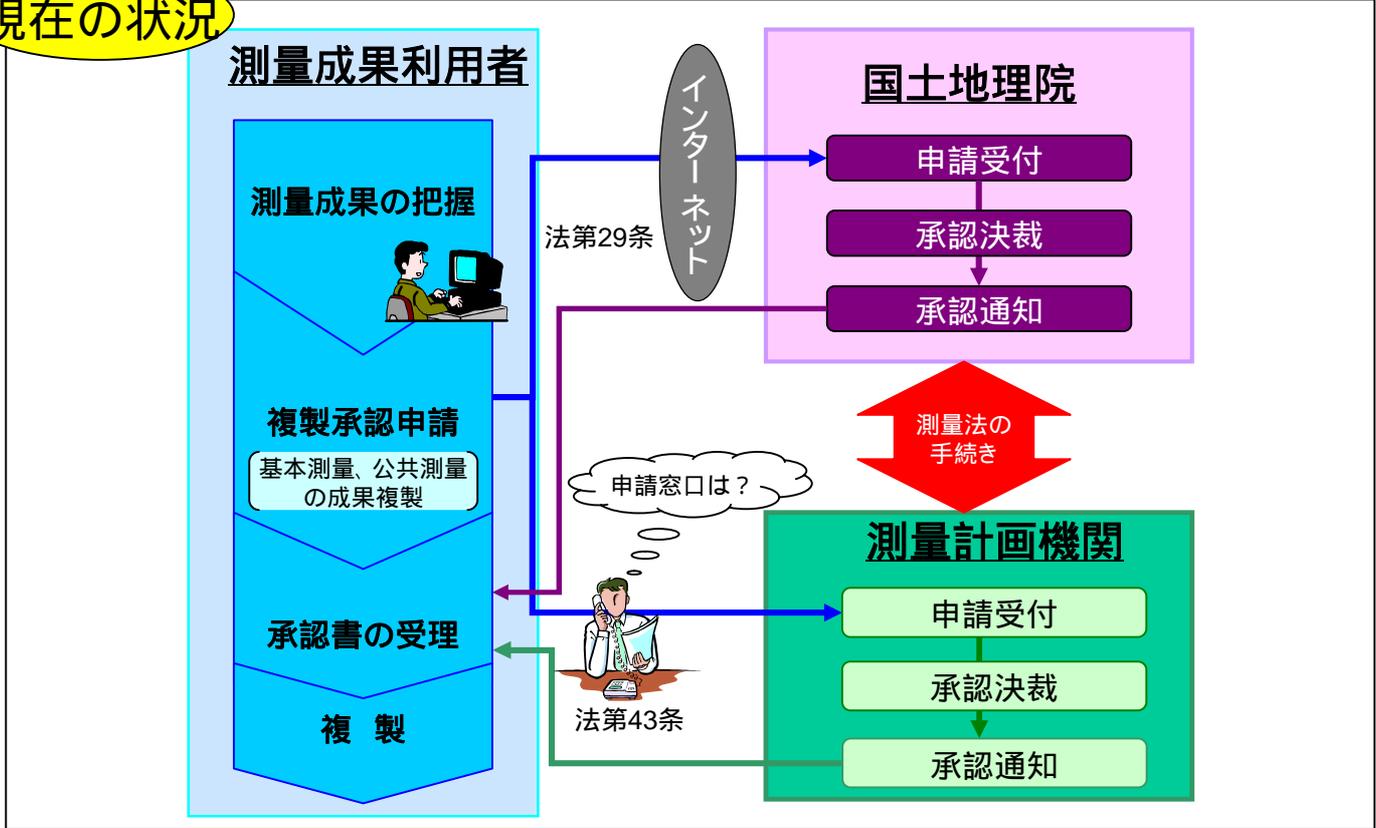
附 則

- 1 この達は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領(平成11年国地達第7号)は廃止する。

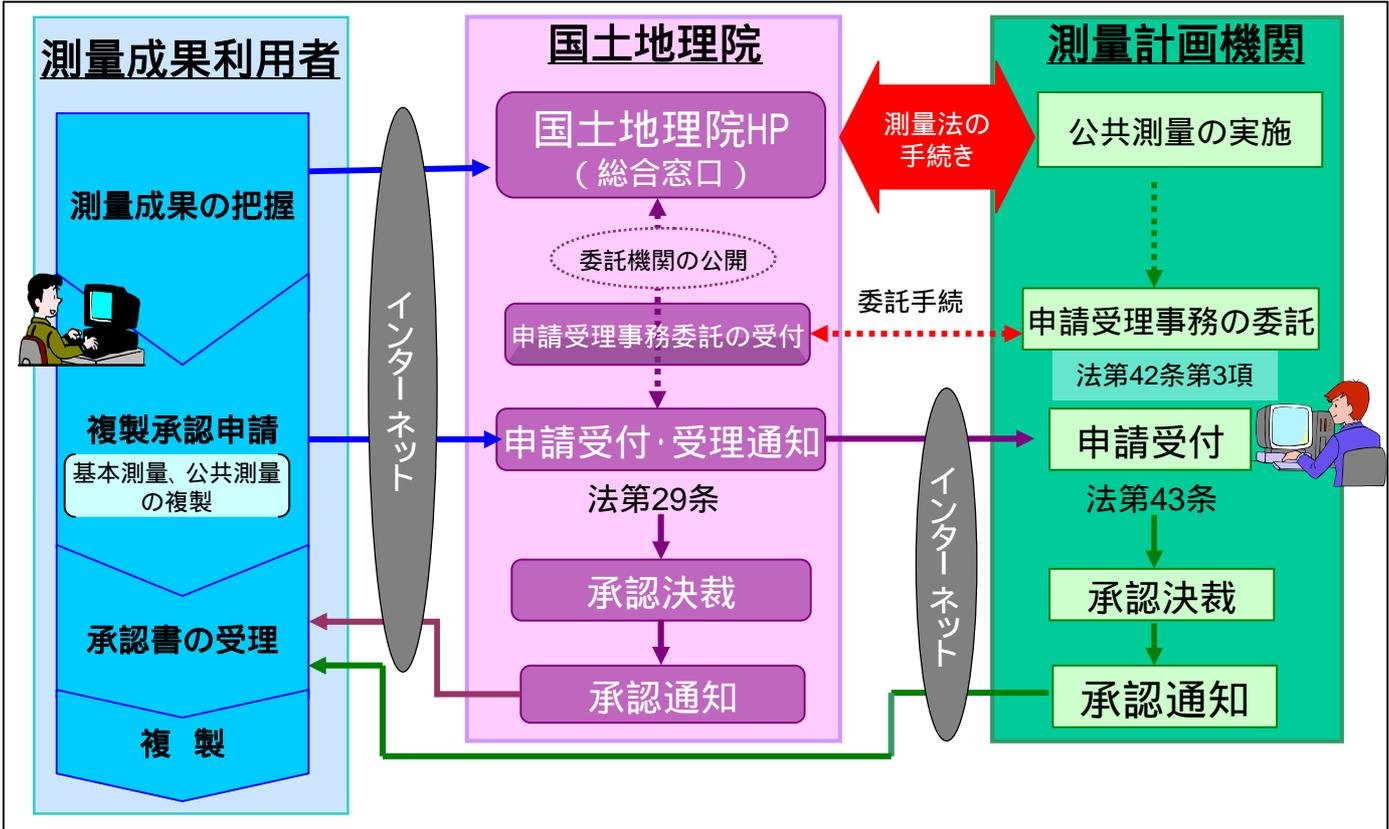
# ワンストップサービスの運用概要

(基本測量・公共測量成果の複製承認)

## 現在の状況



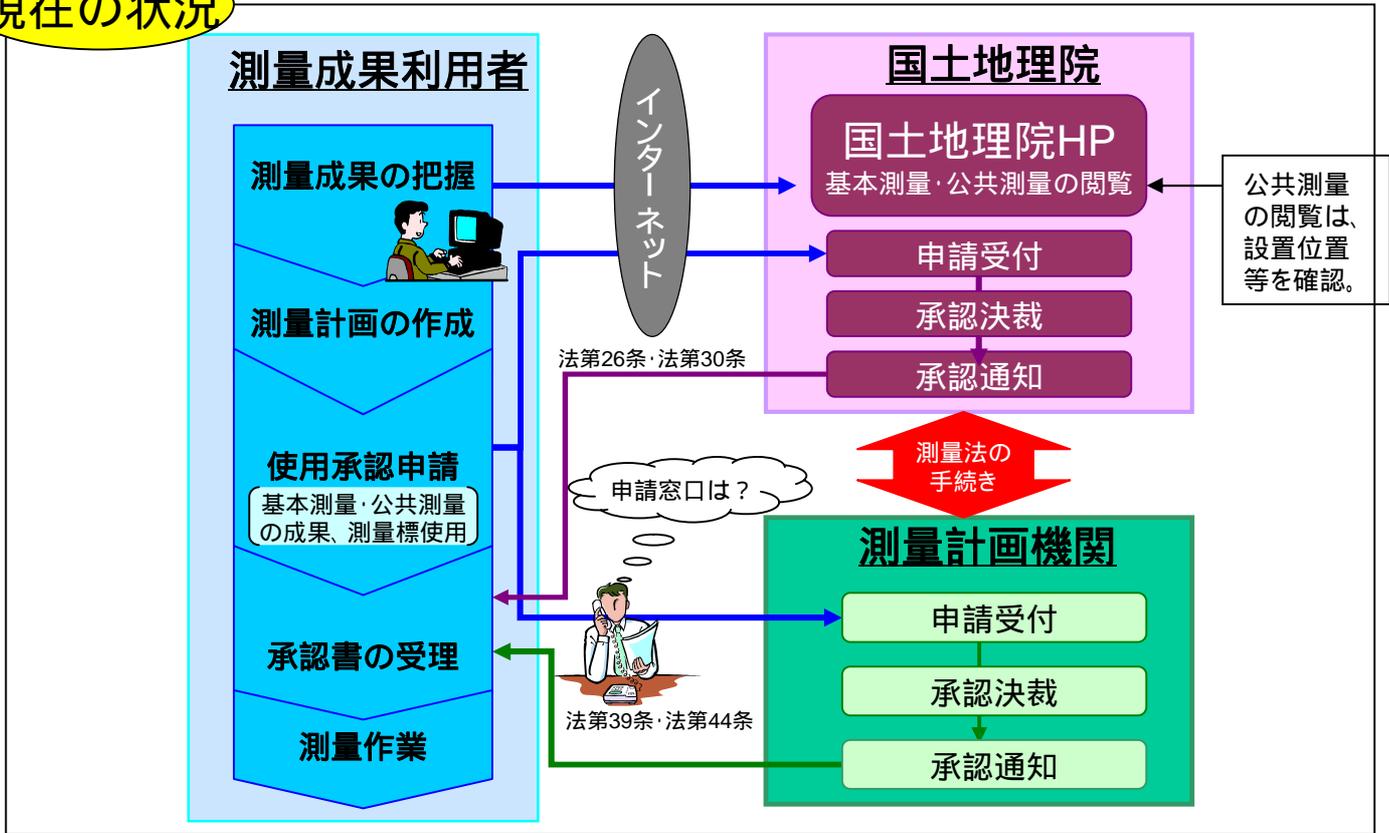
## ワンストップサービスの実現



# ワンストップサービスの運用概要

(基本測量・公共測量成果、測量標使用の承認)

## 現在の状況



## ワンストップサービスの実現

